

甲斐市議会総務教育常任委員会会議録

1. 開催日時 令和元年8月26日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

出席委員（7名）

| | | | |
|-----|-------|------|--------|
| 委員長 | 滝川美幸君 | 副委員長 | 金丸幸司君 |
| | 秋山照雄君 | | 赤澤厚君 |
| | 松井豊君 | | 有泉庸一郎君 |
| | 小浦宗光君 | | |

欠席委員（なし）

傍聴議員（10名）

| | | | |
|----|-------|--|-------|
| 議長 | 長谷部集君 | | 伊藤毅君 |
| | 加藤敬徳君 | | 清水和弘君 |
| | 横山洋介君 | | 五味武彦君 |
| | 小澤重則君 | | 清水正二君 |
| | 斉藤芳夫君 | | 内藤久歳君 |

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|----------|-------|--------|-------|
| 企画政策部長 | 小田切聡君 | 総務部長 | 望月映樹君 |
| 教育部長 | 樋口充君 | 秘書政策課長 | 丸山英資君 |
| 企画財政課長 | 山田洋君 | 人事課長 | 高鳥悟君 |
| 防災危機管理課長 | 白神忠広君 | 教育総務課長 | 加藤文雄君 |
| 学校教育課長 | 輿石信君 | 総合政策係長 | 大木康君 |
| 企画係長 | 田中貴則君 | 財政係長 | 堤貞治君 |
| 人事係長 | 瀧波秀彰君 | 消防防犯係長 | 樋川浩一君 |

教育総務係長 名 取 藤 吾 君 学 事 係 長 窪 田 美 世 君
保健給食係長 荻 原 実 香 君

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 本 田 泰 司 書 記 興 石 文 明
書 記 中 込 美 智 子

審査内容

- 1 第2次甲斐市総合計画総論・基本構想（案）について（秘書政策課）
- 2 新市建設計画の変更について（秘書政策課・企画財政課）
- 3 第3次甲斐市行政改革大綱の平成30年度実績及び令和元年度目標について
（企画財政課）
- 4 甲斐市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の概要について
（人事課）
- 5 峡北広域行政事務組合消防署再編整備について（防災危機管理課）
- 6 第2次創甲斐教育推進大綱（案）の概要について（教育総務課）
- 7 幼児教育・保育の無償化について（学校教育課）
- 8 学校給食費の改定について（学校教育課）
- 9 その他

開会 午後 1時27分

○書記（輿石文明君） それでは、ただいまから総務教育常任委員会を開会いたします。

本日の委員会は、初めに委員長より挨拶をいただきまして、委員長の進行により進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次第の2、委員長挨拶、滝川委員長、お願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 改めましてこんにちは。

午前中の緑化センターの委員会から引き続き大勢の方に傍聴にも来ていただきまして、本当にありがとうございます。毎回総務教育常任委員会、たくさんの課題を提示されておりますので、しっかりときょうも検討させていただきます。また、皆様にはくれぐれも簡潔な質問、よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから総務教育常任委員会を開催いたします。よろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は6名です。定足数に達しておりますので、これより総務教育常任委員会を開会いたします。

なお、赤澤委員は遅刻の連絡がありましたので、ご報告いたします。

本日の会議を開きます。

なお、本日は委員外議員の傍聴を許可いたします。ご承知おきください。

質疑は委員の質疑を受けた後に、傍聴議員の質疑を受けたいと思います。傍聴議員の質疑はさきの申し合わせのとおり、会派の割り当てで人数により行います。質問は1問とし、再質問は1回までとします。

念のため、人数を申し上げます。創政甲斐クラブ2人、新政会1人、進和会1人、公明党1人、甲斐市民クラブ1人、颯新クラブ1人、日本共産党甲斐市議団1人となります。

○委員長（滝川美幸君） それでは、次第の3、内容に入ります。

(1) 第2次甲斐市総合計画総論・基本構想（案）について、担当より説明をお願いいたします。

丸山秘書政策課長。

○秘書政策課長（丸山英資君） お疲れさまです。午前中に引き続きよろしくお願ひいたしませす。

秘書政策課から、内容（1）第2次甲斐市総合計画総論・基本構想（案）について説明させていただきます。

本日の資料につきましては、お手元の委員会資料のほかに別冊資料1、第2次甲斐市総合計画第1編総論、第2編基本構想（案）、続きまして、別冊資料2といたしまして、第2次甲斐市総合計画総論基本構想（案）新旧対照表の2冊で説明をさせていただきます。

これまで第2次甲斐市総合計画基本計画の策定に伴いまして、総論及び基本構想の見直しにつきましてご説明をさせていただきました。

また、甲斐市まちづくり基本条例において、市政推進の取り組みを示しましたまちづくりの方針となります甲斐市総合計画の基本構想につきましては、社会情勢の変化により、必要に応じて方針の内容を見直すこととしており、議会の議決を得て策定することとしております。

本日は、9月定例会に基本構想の見直しの内容を上程いたしますので、最終案の内容をご説明させていただきます。

それでは、委員会資料1ページをお願いいたします。

1、総論、基本構想案の修正についてであります。基本構想は甲斐市の特性と課題、社会の潮流を踏まえ、目指すべき市の将来像を設定し、これを実現するための基本目標と総合計画の推進方策などを示すもので、計画期間は平成28年度（2016年度）を初年度とし、第2期甲斐市まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画期間とあわせ、令和6年度（2024年度）を目標年次とする9年間といたします。このたびの修正につきましては、7月31日の総務教育常任委員会の報告以降、総合計画策定本部会議、これは庁内会議です。甲斐市総合計画審議会での意見等を踏まえまして、計画期間の見直しとあわせて、人口の推移や踏まえるべき社会の潮流などの内容について修正を行ったものであります。

次に、2、修正箇所につきましては、前回いたしました内容を修正した箇所を抜粋して表でまとめたものが資料の1ページから3ページまでとなります。修正内容につきましては、主なものといたしまして、国の政策、施策や個別計画との整合を図るための修正を初め、専門用語の注釈なども追記させていただいております。

それでは、別冊資料2、第2次甲斐市総合計画総論、基本構想案、新旧対照表で説明をい

たしますので、資料のご用意をお願いいたします。

初めに、資料の説明をさせていただきます。

これまで総務教育常任委員会にお示ししてまいりました変更の内容につきましては、新旧対照表の変更後（新）の欄に青字で記載をしております。先ほど説明いたしましたとおり、常任委員会報告以降に修正した箇所につきましては、赤字で記載を行っておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、1ページをお願いいたします。

こちらの赤字の「である」につきましては、文中に「となる」の言葉が連続するため、表現を修正させていただくために「である」と変えさせていただきます。

続きまして、2ページをお願いいたします。

四角の期間のところですが、前回は（仮称）第2期甲斐市まち・ひと・しごとという表現ですが、今回、仮称を削除しておりますので、第2期と修正させていただいております。

次に、6ページをお願いいたします。

下段のほうになりますが、こちらは変更前の下線部は「高齢化率も20%台前半と低目ですが」と記載しておりますが、平成31年4月1日現在、高齢化率が24.9%であるため、赤字のとおり「高齢化率は国、山梨県より低い水準で推移していますが」とに修正させていただきました。

7ページにつきましては、地域共生社会について追記をさせていただいております。

8ページをお願いいたします。

こちらについては、前回質問がございましたが、関係人口についての注釈と、この下段には脱炭素社会について追記をさせていただき、また、項目欄（3）東京オリンピック・パラリンピックの欄につきましては、元号を修正させていただいております。

続きまして、資料の10ページをお願いいたします。

（6）新技術の進展の欄につきましては、これまで赤字箇所を「ロボット」と記載をしておりましたが、「ロボット」を正式用語の「RPA」の名称に修正させていただいております。

続きまして、資料の12ページをお願いいたします。

こちらは次期創甲斐教育推進大綱の基本目標に合わせ、表現を修正し、13ページの上段は「推進」が連続するため、表現を「充実を図り」と修正させていただいております。

13ページの基本目標4の修正内容につきましては、SDGs地域循環共生圏、地域循環

型エネルギーシステムについて詳しく記載させていただいたものであります。

続きまして、16ページ、17ページをお願いいたします。

こちらは計画表現の修正と個別計画との整合性を図るための修正であります。

最後に、18ページをお開きください。

こちらの計画期間の表は、19ページの表のとおり、元号の修正と計画期間の見直しを表記するものであります。

次に、別冊資料1、A4縦長になりますが、第2次甲斐市総合計画第1編総論、第2編基本構想案をご用意いたします。9月議会にはこの別冊資料の7ページから16ページまでの第2編の基本構想を上程させていただきますので、よろしくお願いいたします。こちらについては総論と基本構想でつづりになっていますが、実際の議会の提案は第2編の基本構想案を提案させていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、移動ばかりで申しわけないんですが、委員会資料の3ページのほうをお願いいたします。

3ページの下段の3、今後の予定について説明させていただきます。

今後の予定につきましては、表のとおり、本年令和元年9月には市議会9月定例会への上程、基本構想の議決をお願いし、令和元年、ことしの9月から12月の期間には総合計画の後期基本計画、第2期総合戦略素案の説明及び策定を予定しております。令和元年12月中旬から年明けの令和2年1月中旬にはパブリックコメントを実施いたしまして、令和2年3月の後期基本計画及び第2期総合戦略策定を予定するものであります。

以上で内容(1)第2次甲斐市総合計画総論・基本構想(案)について説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長(滝川美幸君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

ここで委員並びに職員各位に申し上げます。質問は一問一答とし、また質問、答弁は簡潔明瞭にさせていただきますようお願い申し上げます。

それでは、委員より質疑等がありましたらお願いいたします。質問はありませんか。

有泉委員。

○委員(有泉庸一郎君) この総論について何もあれですけれども、第1次の総論ともほとんど同じという解釈でよろしいんですか。

○委員長(滝川美幸君) 丸山課長。

○秘書政策課長（丸山英資君） 本来総論については後期の計画に関しては変更を行わないわけですが、今回につきましては、計画期間を総合戦略と一致するための計画期間の見直しに合わせまして変更をお願いするものでありまして、その変更に合わせて元号の見直しや人口ビジョンなどの内容については時点修正という形で、新しい内容を表記させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 松井委員。

○委員（松井 豊君） 3ページの新旧で、16ページの定員適正化計画ですが、これは新しいほうか定員適正化計画というふうになりますが、これは何年から何年というようなのはあるんですか。

○委員長（滝川美幸君） 松井委員、資料を確認いたしますけれども、どれの資料になりますか。

○委員（松井 豊君） どこでもいいんですけども、委員会資料の3ページの。

○委員長（滝川美幸君） 委員会資料ですね。

○委員（松井 豊君） 委員会資料3ページのP16、真ん中あたり。

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

○委員（松井 豊君） 定員適正化計画は期間は。

○委員長（滝川美幸君） 大木係長。

○総合政策係長（大木 康君） 現在の定員適正化計画であります第3次につきましては、令和2年度が計画年度となっているため、それ以降の計画について今後策定していくということでこのような表記となっております。

以上でございます。

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） それで3年以降、この適正化計画について、やっぱり例えば5年とか10年とか、そういう区切りをつけるのかどうか。

○委員長（滝川美幸君） 丸山課長。

○秘書政策課長（丸山英資君） ここの中では今の現行計画の年数がたっているものがございますので、その部分については元号の修正と合わせ、計画期間の表現のために第3次適正化計画ということで名称の変更をさせていただいております。ここの時点では我々の担当では適正化計画の策定期間というのは担当外でございますので、この場でちょっとお答えできま

せんで、担当へ直接また確認したいと思います。

○委員長（滝川美幸君） よろしいでしょうか。

ほかに委員より質問がありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） なければ、委員の質疑を終了いたします。よろしいでしょうか。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

よろしいですか。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） 今まであったのかどうかちょっと確認をしたいんだけど、SDGsってありましたよね。それって総合計画の中で新しく出てきた手法というか、そうだと思うんですけども、これが今後第2次総合計画の中にどんな形で落とし込んで計画に入れているのかという、その辺のところはどうなっているんですか。

○委員長（滝川美幸君） 丸山課長。

○秘書政策課長（丸山英資君） SDGsにつきましては、持続可能な開発目標ということで、国連自体が主体となって動いておりますが、総合計画においてもその目標値を意識しながら、各担当課において該当するものについては、同様にSDGsの目標の解決に向けて施策づくりや目標設定を行っていければということで今各事業を確認しているところであります。以上です。

○委員長（滝川美幸君） 内藤議員。

○議員（内藤久歳君） そうすると、じゃ、その総合計画の中でそれを実行していくというのは、各所管のほうに落とし込んで、そこで取り組みをしていくという今後になるのかな。

○委員長（滝川美幸君） 丸山課長。

○秘書政策課長（丸山英資君） 別冊資料1の10ページになりますが、縦長の総論、基本構想案の10ページ、この下段に新たな施策ということで、（5）SDGs、持続可能な開発目標の取り組みということで表現させていただいております。11ページの上段になりますが、甲斐市においても人口減少や少子高齢化、社会経済のグローバル化、自然環境の保全、多様な人々が活躍する社会づくりなどのさまざまな問題があり、SDGsの理念を反映した市政運営を展開することが求められますということで表記をしまして、実際的な後期基本計画、今後また議会にもお示ししますが、この計画の中でSDGsの目標と照らし合わせながら、施策や目標設定を検討していきたいという状況です。よろしく願いいたします。

○議員（内藤久歳君） 了解です。

○委員長（滝川美幸君） ほかに傍聴議員より質問ありますか。

[発言する者なし]

○委員長（滝川美幸君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で第2次甲斐市総合計画総論・基本構想（案）についてを終わります。

ここで、職員入室ため暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時46分

再開 午後 1時47分

○委員長（滝川美幸君） 会議を再開いたします。

続いて、（2）新市建設計画の変更について、担当より説明をお願いいたします。

丸山秘書政策課長。

○秘書政策課長（丸山英資君） 続きまして、内容（2）新市建設計画の変更についてご説明させていただきます。

別冊資料3、新市建設計画案と別冊資料4、新市建設計画新旧対照表の2冊も必要となりますので、ご用意をお願いいたします。

それでは、委員会資料の4ページをお開きください。

（2）新市建設計画の変更につきましては、1、変更概要といたしまして、新市建設計画は、旧3町の合併後の新市建設の基本方針を定めたもので、計画期間を合併初年度から平成26年度、2014年度までの10年間とし、旧合併特例法に基づき、平成15年12月に策定されたものであります。

現行の計画は平成26年3月に合併特例債の発行期間延長に伴い、計画期間を5年間延長し、終期を令和元年度までといたしました。昨年平成30年4月25日付で東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律が公布、同日に施行され、合併特例債の発行期間が再度5年間延長することが可能となりましたので、本市におきましても計画期間を5カ年延長するため、次のとおり変更を行うものであります。

2の変更内容につきましては、（1）計画期間の延長といたしまして、合併特例債は新市建設計画に基づく事業に対して発行できる地方債であることから、本市においても最大限活

用するため、改正法に基づき次のとおり計画期間を5年間延長することとするものであります。現行が平成16年度から令和元年度、2019年度までを、変更後といたしまして、平成16年度から令和6年度、2024年度までと延長するものであります。

次に、(2) 主要指標等の時点修正につきましては、平成27年10月に策定いたしました甲斐市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンにおける人口推計に基づき、目標人口、推計数値等を修正するとともに、平成28年3月に策定いたしました第2次甲斐市総合計画に基づく施策体系に時点修正するものであります。

(3) 財政計画の見直しにつきましては、財政計画はこれまでの歳入歳出の推移及び今後の経済情勢等を勘案し、令和6年度までの各年度について普通会計ベースで作成しております。なお、平成16年度から平成30年度までは決算額でありまして、令和元年度以降は計画値としております。

それでは、新市建設計画(案)の変更内容につきましては、別冊資料4で説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

横長の赤字で入った新旧対象表になります。

それでは、新旧対照表の1ページをお願いいたします。

項目名、表紙につきましては本年12月の定例会に新市建設計画案の上程を行い、議決後、12月変更を予定するものであります。

項目名、第1章、序章、2、計画策定の方針、(3) 計画の期間につきましては、先ほど説明いたしましたとおり、変更前の下線2019年(平成31年)度を変更後の赤字のとおり、2024年(令和6年)度として5年延長するものであります。この下段の項目名、第2章、新市の概況から、4ページの下から2段目の項目名、②福祉施策の充実までにつきましては、平成26年3月変更以降の人口の修正、現行の修正など表現の内容等を時点修正させていただいたものであります。

続きまして、4ページ下段の項目名、3、施策の新体系から9ページまで、赤字で9ページ追加になっておりますが、9ページまでの修正につきましては、第1次甲斐市総合計画の施策の記載を第2次甲斐市総合計画に基づきます施策体系に時点修正、組みかえるものであります。

続きまして、資料の10ページから11ページにつきましては、先ほどの説明のとおり、平成26年3月以降の社会情勢などを踏まえ、文中の表現を修正させていただいております。

続きまして、資料の12ページ、13ページをお願いいたします。

これ以降の説明を行います。表につきましては、新市建設計画の文中に表記されている表であります。この修正箇所について説明させていただきます。

上の偶数ページが変更前、下になります奇数ページが変更後の表となります。こちらの表につきましては、これまでの人口と世帯数の推移に前回以降の推移を赤字のとおり追記するものであります。表の12ページが平成12年までですが、下の変更後のとおり12年以降の17年から27年の推移を記載させていただいております。

次に、14ページ、15ページをお願いいたします。

こちらの表につきましては、これまでの年齢3区分別人口の推移につきましても、同様に前回以降の推移を赤字のとおり、15ページのとおり追記するものであります。

次に、16ページ、17ページをお願いいたします。

こちらの表も同様に、これまでの産業別就業者数、産業者人口の推移につきましても平成12年以降の推移を17ページのとおり追記しております。

続きまして、18ページ、19ページをお願いいたします。

こちらの人口及び世帯の見通しの表につきましては、計画期間の延長により、人口及び世帯の見通しを国勢調査の調査年度に合わせ、変更後の19ページの表のとおり、赤字の令和7年度まで見通しを記載させていただいております。

次に、20ページをお願いいたします。

こちらにつきましては、これまでの第1次甲斐市総合計画の体系図を新体系図として、第2次甲斐市総合計画の体系図に赤字のとおり組みかえるものであります。

次に、21ページから24ページまでの表につきましては、第8章の財政計画内の歳入歳出の計画を計画期間に合わせ、時点修正及び見通しを記載したものであります。

次に、委員会資料の4ページへお戻りください。

3の経過と今後の予定でございますが、表に記載のとおり、平成30年度総務教育常任委員会に説明を行い、新市建設計画案を作成してきたところでございます。この案をもとに令和元年6月10日、山梨県市町村課の県知事協議前の内容確認を行っていただき、令和元年7月18日県知事協議を経て、本日令和元年8月26日、総務教育常任委員会への説明を経て、この後、甲斐市総合計画審議会に諮問を行い、答申をいただく予定となっております。

今後につきましては、本年12月の市議会の定例会への上程を行い、市議会議決後に総務大臣及び県知事宛て計画書を送付するものであります。

なお、別冊3、新市建設計画案につきましては、12月定例会への上程の内容となります

ので、説明は割愛させていただきますが、後ほど内容につきましてはご確認お願いいたします。

以上で内容（２）新市建設計画の変更について説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 赤字の新旧対照表なのですが、旧敷島の面積がちょっとふえてますけれども、これは国調か何かなのでしょう。

○委員長（滝川美幸君） 丸山課長。

○秘書政策課長（丸山英資君） この部分につきましては、平成28年国土地理院の測量の見直しによりました数値の変更です。

以上です。

○委員長（滝川美幸君） よろしいでしょうか。

ほかに委員より質疑ありますか。なしでよろしいですか。

有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） 要するに新市の計画は合併特例債の期限が6年まで延長した、これが主なあれで、もう内容的にはそんなに変わっているわけじゃないと理解していいわけですかね。

○委員長（滝川美幸君） 丸山課長。

○秘書政策課長（丸山英資君） おっしゃるとおりでありまして、合併特例債の延長に伴いまして有利な起債であることから、新市計画の計画期間を延ばして、ただ、この合併特例債はこの計画に乗ったものの事業に適用となりますから、最新の内容の時点修正と第1次総合計画を第2次の施策に切りかえる内容です。よろしくをお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○委員長（滝川美幸君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

[発言する者なし]

○委員長（滝川美幸君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で（２）新市建設計画の変更についてを終わります。

続いて、秘書政策課関係のその他を行います。

委員より秘書政策課関係でお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

いいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） ないようですので、以上で秘書政策課関係のその他を終了いたします。

ここで、職員入れかえのため暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時00分

○委員長（滝川美幸君） それでは、会議を再開いたします。

（３）第３次甲斐市行政改革大綱の平成30年度実績及び令和元年度目標について、担当より説明をお願いいたします。

山田企画財政課長。

○企画財政課長（山田 洋君） お疲れさまです。

それでは、企画財政課より、第３次甲斐市行政改革綱の平成30年度実績及び令和元年度目標について報告させていただきます。

常任委員会資料は５ページからとなります。あと、第３次甲斐市行政改革大綱、令和元年度実施計画により説明させていただきますので、ご用意をお願いいたします。

第３次行政改革大綱につきましては、計画期間を平成28年度から令和２年度までの５年間として取り組んでおります。具体的な内容となります実施計画につきましては、社会情勢の変化などを的確に把握するため、年度ごとに作成することとしております。第２次までの実施計画におきましては、効果額として実績を数字で示してきましたが、第３次からは効果額としているものもありますし、金額であらわせないものについては別の観点から指標を設定しております。

なお、目標値につきましては、できるだけ設定することといたしましたが、目標値を設定

することになじまないものもありますので、一部の取り組み項目につきましては目標値は設定しておりません。このたび第3次甲斐市行政改革大綱の平成30年度実績及び令和元年度目標について取りまとめをいたしましたので、報告するものであります。

それでは、資料の5ページをお開きください。

第3次甲斐市行政改革綱は、重点項目として4つの柱を掲げております。1点目といたしまして、健全な財政運営、2点目といたしまして、人的資源の強化と活用、3点目といたしまして、効率的、効果的な事業の推進、4点目といたしまして、公共施設の適正管理であります。この各重点項目にそれぞれ3つないし2つの取り組み方針を掲げております。

重点項目ごとの実績であります。重点項目1、健全な財政運営につきましては、目標達成率68.0%となっております。重点項目2、人的資源の強化と活用につきましては、目標達成率が50.0%となっております。重点項目3、効率的、効果的な事業の推進につきましては、目標達成率が73.1%となっております。重点項目4、公共施設の適正管理につきましては、目標達成率は100%となっております。

最下段になりますが、平成30年度の取り組み項目は全体で75項目となっております、そのうち目標設定項目は67項目となっております。目標を達成した項目は48項目でありますので、達成率は71.6%となっており、昨年度の達成率66.7%と比較いたしますと4.9ポイントの増となっております。

次の委員会資料6ページをお願いいたします。

重点項目の取り組み項目ごとに説明いたしますが、主な取り組み項目を中心に説明させていただきます。

重点項目1、健全な財政運営の取り組み方針、(1)自主財源の確保では、①市税等の収納率向上の現年分収納率であります。市税、国民健康保険税、介護保険料、住宅使用料は目標収納率を達成しております。今年度も収納率の向上に継続して取り組んでまいりますが、目標値につきましては市税等収納対策本部で収納率を管理しておりますので、その数値としております。

なお、市税及び使用料等の現年分の目標収納率の基準につきましては、市税等収納対策本部において、前年度収納率を最低目標ラインとし、担当課判断により上乘せするとされております。それに基づいた数値となっております。

次に、②ふるさと応援寄附金の拡大では、新たなポータルサイトの追加、返礼品のラインアップの拡大などにより、寄附額が4億3,222万3,000円となっており、前年度実績の2億

1,412万1,000円と比較しますと、2億1,810万2,000円の増額となっております。今年度につきましては、各ポータルサイトの増収に取り組み、前年度実績を上回る4億5,000万円を目標としております。

③未利用公有財産の整理、処分では、中下条地内の2カ所の土地が売却できたことが主な要因となりまして、9,495万3,000円の財産売却額となっております。

7ページをお願いいたします。

取り組み方針（2）計画的、効率的な財政運営におきましては、①中期的な財産管理では、概算予算要求、中期財政計画のヒアリングをもとに、中期的な財政見通しを集計、更新しており、引き続き同様に取り組んでまいりますが、目標については数値であらわす妥当な指標がないため、取り組みの状況であらわしております。

次に、取り組み方針（3）公営企業の経営健全化でございますが、①水道経営戦略の策定につきましては、甲斐市水道事業経営戦略及びアセットマネジメント計画に基づき、水道料金の見直しを行い、6月検針分から料金改定を行っており、今後値上げによる水道事業の検証を行い、経営戦略を推進していく予定であります。

④使用料等の収納率向上は、現年分収納率といたしまして、下水道受益者負担金が目標収納率を達成しております。水道料金を初め、5つの料金の収納率向上に継続して取り組んでまいりますが、目標値につきましては使用料も市税等収納対策本部で収納率を管理しておりますので、その数値としているところであります。

次に、資料8ページ、中段をお願いいたします。

重点項目2、人的資源の強化と活用であります。取り組み方針（1）人材育成と適切な定員管理ですが、③計画的な人材育成は、研修を通して職員の能力向上に努めているわけですが、研修参加率としての実績は80.07%となっております。研修に申し込みはしますが、業務の都合で研修に参加できないことが要因で目標には達しておりませんが、平成27年度の実績から比較しますと、一番高い数値となっております。今年度は職員の政策形成や課題解決能力の向上を図ることを目的とした秘書政策課の甲斐市政策研究所主催の研修を研修計画の1つとして位置づけ、継続して取り組んでまいります。

④時間外勤務の削減は、休日出勤の代休取得率を指標としておりますが、平成30年度実績は73.26%となっており、平成29年度実績の73.35%と比較すると微減しておりますが、平成27年度実績の70.76%と比較すると、代休取得率は若干ではありますが上がっており、一程度取り組みは浸透しつつありますので、所管課において継続して取り組み、さらなる上

積みを目指していきます。

下段になりますが、取り組み方針（２）組織力の強化と連携は、②横断的なプロジェクトチームの活用では、実績が６件で、目標の５件を上回る成果となっています。これは所管課で策定する各種計画によるプロジェクトチームの活用などとなっております。

資料の９ページをお願いいたします。

次に、重点項目３、効率的、効果的な事業の推進であります。取り組み方針（１）質の高い行政サービスの提供ですが、①指定管理者制度の活用につきましては、制度導入施設14施設の合計で4,465万3,000円の経費節減となっております。引き続き効果的な施設の管理運営に努め、経費削減につなげていきたいと考えております。

なお、来年度からになりますが、やすらぎ聖苑に指定管理者制度を導入する予定で、現在事務を進めているところであります。

下から２段目、⑦納付納税窓口の充実では、コンビニ納付の件数割合を指標としておりますが、30年度実績は33.4%で、目標の33.1%を上回っており、近年は率が徐々に上がっておりますので、コンビニ収納の利便性が納税者に支持されていると考えられます。

次、10ページをお願いいたします。

上段の⑨マイナンバーカードの制度活用の研究は、マイナンバーカードの申請件数を指標としており、実績は1万45件でしたが、マイナンバーカードによるコンビニ交付が開始されたことやリーフレットなどによる促進活動により件数は増加しておりますが、今後も多目的利用等を検討しつつ、マイナンバーカードの普及促進を図っていく必要があると考えております。

続きまして、⑭図書館の開館時間の延長と⑮子供の学習支援事業の実施の２項目は、令和元年度に新規に取り組み項目としたものであります。これで取り組み項目としましては30年度の75項目から２つ追加いたしまして、令和元年度は77項目となります。

別冊で配付いたしました第３次行政改革大綱、令和元年度実施計画をお開きください。

５ページをお願いいたします。

一番上部になります。委員会資料の10ページとあわせてごらんください。

⑭図書館の開館時間の延長につきましては、図書館利用者へのサービスの充実を図るため、竜王図書館の開館時間を変更し、利便性の向上を図り、質の高いサービス提供を行うことを目的とするものであります。平成30年度に時間延長を試行する中で、今年度から運用を開始しております。指標を竜王図書館の入館者数といたしまして、過去４年の竜王図書館の入

館者平均は約27万8,000人ですが、直近の平成30年度が約28万5,000人であることから、初年度である今年度は昨年度以上を当面の目標といたしまして、28万6,000人を目標といたしました。

⑮子供の学習支援事業の実施につきましては、生活困窮世帯等の子供を対象に学習意欲を高め、学力や進学率の向上を図るための学習支援事業を実施するとともに、参加生徒への食料支援を行うものであります。指標を事業参加者の高校進学率といたしまして、市内中学校1校5人を定員といたしまして、参加者全員が高校進学することを目標として取り組むものであります。

委員会資料10ページに戻っていただきまして、中段の取り組み方針（2）協働によるまちづくりの推進ですが、⑥審議会委員への女性登用は、目標値30%に対し、実績が29.9%でしたので、目標に0.1%届いておりませんが、年々率はわずかですが上がってきており、もう少しで目標達成という状況でしたので、引き続き30%を目指して取り組んでいきたいと考えております。

下段になりまして、取り組み方針（3）成果重視の行政といたしまして、③節電等の実施は、平成27年を基準年といたしまして、電力使用量1%以上の削減を目標としておりますが、実績は79万1,916キロワットアワーで、平成27年度と比較いたしますと、電力使用量約10.6%の減となっております。今年度も1%以上の削減に向け、引き続き電力削減に努めてまいりたいと考えております。

⑧敬老祝い金支給内容の見直しについては、長寿推進課で平成29年度に策定した第8次高齢者保健福祉計画、第7期介護保険事業計画において、この見直しを位置づけて取り組み、満77歳への支給は廃止するなどの見直しを実施したところであります。今年度から見直し後の内容で支給することとなります。

⑨前納報奨金制度の見直しは、固定資産税の前納報奨金の見直しを行い、来年度から廃止することとなり、今年度は制度廃止の周知を行うこととなります。

次の11ページをお願いいたします。

上段⑩将来的なごみ処理経費の削減と⑫し尿処理施設の一元化の2項目は、昨年度から新規で取り組んでいる項目となります。

⑩将来的なごみ処理経費の削減につきましては、将来的なごみ処理に係るコストを削減するため、峡北、中巨摩、峡南地域11市町におけるごみ処理施設の令和13年度からの1施設

化の実現に向けて取り組むものであり、昨年度一部事務組合の設立までは至っておりませんが、建設候補地を3カ所に選定し、決定に向けた協議を継続していくこととなります。

⑫し尿処理施設の一元化では、現在、本市では2つの一部事務組合でし尿処理をしておりますが、峡北広域行政事務組合の新しい尿処理施設建設を機に、中巨摩地区広域事務組合で処理をしている竜王地区を峡北広域行政事務組合に移行して一元化し、一部事務組合における事務の整理及びコストの削減を図るものであります。こちらは令和6年度から一元化する予定で進めており、昨年度は新しい尿処理施設の建設費負担割合の協議成立に時間を要したため、し尿処理施設整備計画の見直しまでは至っておりませんが、今年度施設整備計画の見直しや住民説明会等を行い、一元化に向けた取り組みを推進していくこととなります。

重点項目4、公共施設の適正管理、取り組み方針(1)公共施設等マネジメントの推進ですが、①公共施設等総合管理計画の策定推進は、平成28年度に策定した公共施設等総合管理計画を指針といたしまして、現在、第1期の個別施設計画の策定に取り組んでおり、来年度計画を策定する予定で継続して取り組んでまいります。

②学校施設長寿命化計画の策定は、昨年度に計画を策定いたしましたので、今後計画に基づき計画を推進していくこととなります。

以上で第3次行政改革大綱の平成30年度実績、令和元年度目標について報告とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長(滝川美幸君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いたします。

松井委員。

○委員(松井 豊君) 10ページの下の方の成果重視の⑥障がい者福祉手当の見直しですが、これは目標は設定してありません。目標を設定すること自体が僕は問題だと思うんですが、そうすれば、こういう項目に入れること自体はどうなんでしょうか。

○委員長(滝川美幸君) 山田課長。

○企画財政課長(山田 洋君) 成果重視の行政の中の障がい者福祉手当の見直しということで、この全体的な重点項目の効率的、効果的な事業の推進ということで、成果重視の行政ということで住民サービスによる成果重視ということも行革の中の1つとして掲げておりますので、こういうところへ入れさせていただいております。

以上であります。

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

○委員（松井 豊君） はい。

○委員長（滝川美幸君） 有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） いっぱいあり過ぎて1回じゃなかなか理解できないと思うんだけど、今の説明の中で二、三ちょっと気になったところをお伺いしたいと思う。1つは、まず8ページの人的資源の強化と活用についての③の計画的な人材育成のところ、大体70%から80%ぐらいで推移しているんだけど、この理由として忙しくて参加率がというようなことをちょっと今説明の中で聞いたんだけど、それこそがやっぱりこの担当の中で改善していけることなんだと思うので、その辺をもう少し、特に人的資源の強化と活用というのは非常に重要な部分だと思います。忙しいからとかというのは努力で何とかなるような気がするんですね。だから、その辺を担当課なり担当部署においてよく検討していただければと思うんだけど、どんなものでしょうかね。

○委員長（滝川美幸君） 山田課長。

○企画財政課長（山田 洋君） この80.07%というのが研修を申し込みをして、その研修に参加した率になります。

もう一方で、ここには出てませんが、職員の研修率、職員が研修へ行った率というのになると受講率95.7%。それには行かなかったけれども、ほかの研修へ行きましたと。1回申し込みしたけれども、行かなかったのは1分の0という方になってしまうんですけども、研修率とすると347人の対象職員のうち332人、15人ほど行かれてないという状況なんですけれども、研修には階層研修、推薦型研修、独自研修という3本立てがありまして、階層研修というのは、係長に上がったとき、課長に上がったときなんかは強制的に日にちが振られてしまいます。そうすると、どうしても会議が入ったり、議会が入ったりとかすると行けないというような場合もありますので、そこでちょっと行けないというような。どうしてもふだんの事務の中で行けなくなってしまうというよりは、会議が入ったりとか、そういう理由のほうが主だと考えております。

以上であります。

○委員長（滝川美幸君） 有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） いろいろな理由はあると思いますけれども、ぜひ人材育成という面では非常に大切なことだと思いますので、ぜひとも研修の密度が濃くなるような努力をまたしていただければと思います。いいですか。

○委員長（滝川美幸君） 有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） あと、11ページの11番かな、成果重視の行政か。将来的なごみ処理経費、11市町の今やっている話だと思うんですけども、今いろいろ場所の選定でおくれているんですけども、現実的には11市町の担当者が行って話をして、議会としてはまだ成立してないんだよね。この問題に関しては皆さんタッチできないんですけども、本当は一般質問でもさせてもらったんですけども、県の指導でそういうことになっているんだという答弁だったんですけども、現実的にこの問題が何か11市町の意見集約が完全にできているのかなと、新聞報道なんか見ているとそういう感じがするんです。今ある各峡北の行政組合とか、中巨摩にも行政組合があるんですけども、そういうところで実際この問題に関して余り議論してないのが実態だと思うんですよ。僕は峡北しか行ってないから、ほかのところはわからないんですけども、実際現実的にそうなんです。そうであれば、それに参加する市町がこういうものに対してもっと積極的な、議会の中でこういうやっぱり問題を取り上げて、市にも行政のほうにも意見を集約して、それぞれが持ち寄って、今度11市町のごみ処理場が1つになるんだというものに対しての意見集約をやっぱりしていけないと、こんなものになったってできないと思うんです。これは担当部長というか、企画部長は前、環境だったからこの辺はわかっていると思うんですけども、この辺どうなんですかね。市としてやっぱりそれぞれの、甲斐市ばかりじゃなくて、ほかの市のことは言えないけれども、少なくとも甲斐市だけでももっとこの問題に関して議会ととか、担当部署が中心になってやっぱり話をしていくということはどうなんですかね。

○委員長（滝川美幸君） 小田切部長。

○企画政策部長（小田切 聡君） お答えします。

前任部長ということで、生活環境部でやっていて、当時この問題のほうを私と当時の課長のほうが中心になって話をしておりました。11市町が一本化するということはおおむね合意しています。皆さん、職員のほうも当然合意をしています。ただ、なかなか選定地を、先ほど山梨県が申したように、選定地が決まらないと合併協議ができないよというのが建前になっておまして、まず選定地を決めなさいということからスタートしておまして、新聞報道、また私のほうも部署を離れてからいろいろと情報を聞いておりますが、なかなかこの選定地の中で今苦労しているということは聞いております。また、近々この選定地の問題で当然協議をする予定となっております。ただし、その中で市長のほうもそちらの選定場所のほう、予定地のほうへ出向いてというような話もあるんですけども、それはちょっと待つて

くれというような状況がございますので、その辺についてはまたちょっと注視をしてまいりたいと考えているところでございます。職員としては十分11市町も一本化ということで意識のほうは統一しておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○委員長（滝川美幸君） 有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） 大体のことはわかっているつもりなんだけれども、今いろいろ協議もしているんだろうけれども、少なくともみんな実際の状況がどういう状況かというのが新聞で読むぐらいしか知るあれないんだよね。だから、市でももっと担当部署が中心になって、議会にもやっぱり説明をする責任というものはあると思うんです。議会の中で皆さんの意見を集約して、この11市町のほうへ持っていけばいい話で、そうしないと議会なんかは必要なんかないじゃないかみたいな話になってしまうんで、ぜひその点は留意していただいて、そして今後早くあれが決まるようにやっていかないと、いろいろほかのものにも支障が出てくると思うんだよね。よろしく申し上げます。

○委員長（滝川美幸君） よろしくお願ひいたします。

それでは、ほかに委員より質疑ありますか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 8ページの真ん中で定員適正化計画の推進なんですけど、定員が450人になっているはずなんだけれども、それがなかなか達成できてないというのはどの辺の理由でしょうか。

○委員長（滝川美幸君） 山田課長。

○企画財政課長（山田 洋君） 計画人数が452人で、実績が442人というふうになっているので、10人不足ということなんですけれども、どうしても定年退職者以外に年度途中や年度末に普通退職ということで、自己都合による退職者の方がいらっしやいまして、計画的に職員採用はしているんですけれども、予期せぬ理由により普通退職者が出るということで目標を達成できないということが主な理由だと聞いております。

以上であります。

○委員長（滝川美幸君） よろしいでしょうか。

赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 説明を受けて、大体おおむねある程度目標に近くやっているということで、これは一定の評価はするんだけれども、目標がどうしても現年度を対象にして目標を

決めているということがあって、本当は100%の目標で100%の話、これは理想だけれども、なかなかそうはいってもいろいろ事情もあるから難しいと思うんだけど、できるだけ目標を高く持ってやっぱり頑張ってもらおうということが、我々100%、100%と言われて、完全にそうだってなかなか難しい。その辺のまた鋭意努力していただきたいと思います。

ちょっと1点だけ、下水道の接続率が83.3%になっているんだけど、これも毎年せっかくそこまで工事して、なかなかいろんな事情があって接続していただけないということもよく聞くんだけど、この辺の、また課に聞かなければわからんけども、せっかくこういったものもできるだけ、これはまた下水のほうに聞く話だけれども、担当のほうからも、また課のほうにも機会があったときには、その辺もよく言っていただければ、努力はしていると思うけれども、片方の人は接続している、うちは接続していないという不公平さが逆に出ることもよく耳にするから、これは担当違いだけれども、一応きょうは説明を受けたので、そういうこともあるから、またその辺は連携をとってやっていただければありがたい。鋭意努力して、できるだけ特に市でいろんな国保税とかいろんなものをやっぱり平等性が、人からある程度取って、こっちは取れんとなったら、それがやっぱりよくないことであって、当然家庭の事情で納められないという人も中にはあるかと思うけれども、その辺もまたよく相談に乗ってやって、分割でも何でもいいけれども、そういった形を今後密に市民と話し合いの中で、目標100%できるように鋭意努力していただきたいと思います。その辺はどうですか、課長。

○委員長（滝川美幸君） 山田課長。

○企画財政課長（山田 洋君） 目標の達成ということだと思うんですけども、目標達成もしくは100%という話だと思うんですけども、担当課においても接続推進の通知をしたり、未接続の家に個別訪問したり、下水道工事指定店と協力して推進しているということを書かれているんですけども、なかなか下水道工事をしますので、どうしてもやっていくと分母がふえてしまうということもありまして、それ以上に接続していただかないと、どうしても接続率は上がっていかない。そうはいう中で、28年度からちょっとずつでも上がってきているということは、100%というのはなかなか難しいとは思いますが、そうはいつでも90%とかなればという部分は思いますけれども、下水道課のほうにその旨話をしていきますので、ご理解をお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） よろしいでしょうか。

それでは、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

五味議員。

○議員（五味武彦君） 前にも触れたかもしれないんだけど、8ページ、（2）の組織力の強化と連携というところの3番目、③職員提案制度の充実というところを見ていくと、目標が222で、221とかありますが、30年度は目標が2提案でゼロなんですよね。要するに採用したものがないと。今年度も2提案だけれども、これは今からの話でしょうけれども、せっかくこういう制度がありながら2つしかない、もしくはそれ以上はないということであれば、この提案自体のハードルというのが非常に高いものなのか。要するに提案しても採用されなければノーカウントなのか、それとも提案したらそれが有効数なのか、その辺はどうなんでしょうか。

○委員長（滝川美幸君） 山田課長。

○企画財政課長（山田 洋君） 確かに少ないというか0件でありますので、私も書類を見たときにびっくりしたという状況なんですけれども、一番最初の質問で、これ自体が提案したことで採用されたのが1件にカウントされるかということ、それ前段でありまして、提案すれば1件としてカウントします。ですので、いわゆる提案は0件。相談が1件あったと聞いております。内容についてはちょっと把握しておりませんが、去年も議員さんのほうから言われてますので、そういう話はさせてもらったんですけれども、人事課においてもグループウェアという各職員に通知する方法で、職員による提案制度ということで提案してくださいというのを流しておるんですけれども、なかなか私もちょっと結果が出てないということで、基本的には幅広いものを提案できるということになってますので、市民サービスの向上から始まって、経費の節減、事務効率の改善、執務環境の改善とか、幅広く提案できる内容でありますので、今後はもう少し提案できるような環境づくりができればいいかなと考えております。

以上であります。すみません。

○委員長（滝川美幸君） 五味議員。

○議員（五味武彦君） というのが横断的なプロジェクトチームの活用とか、こちらのほうが目標、もしくはそれ以上いっているわけですよ。要するに皆さん方、職員さん、一生懸命やっているなというふうに思うんですけれども、新しいこと、新規のものを考える力というのはやっぱり上のほうから養う、育てる、醸成するという体制が必要ではないかなということ去年からお願いしているんですけれども、今年度ゼロはないような、さらに強化をお願い

したいんですが、いかがなんでしょうか。

○委員長（滝川美幸君） 山田課長。

○企画財政課長（山田 洋君） 私の言葉から絶対やりますともやれませんがなかなか言えない部分がありまして、促すことはできますので、促していきたいと考えておりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

○議員（五味武彦君） 以上です。

○委員長（滝川美幸君） 横山議員。

○議員（横山洋介君） この取り組み項目というのは、その都度その年度年度で変更していくとか、検討し直すとかということはするんですか、しないんですか。

○委員長（滝川美幸君） 山田課長。

○企画財政課長（山田 洋君） 項目の変更というお話であれば、重点項目の4項目については行政改革大綱の中で決められているものであります。先ほどから丸幾つというようなことでお話しさせてもらってますけれども、それについては、取り組み項目については減らすということはありませんけれども、ふやすという方向で毎年やっております。

以上であります。

○委員長（滝川美幸君） 横山議員。

○議員（横山洋介君） 見ている中で恐らくここはちょっと見直したほうがいいなとかというのはあるんです。例えば9ページの保育園の民設民営化で、こちらはこれ以上ふやしていいのかどうなのかという、その検討というよりは民設民営方針に切りかえた保育園の数ということで、これは過去の実績の数で毎年同じ数が載っているんですね。そうすると、基本的には実績率というのか、達成率というのか、それは上がるための1つ残しになってしまうので、検討するのか、ただ切かえればいいという数でやっているのかとか、ほかのところもありますけれども、そういったところというのはもうちょっと精査したほうがいいんじゃないかなと思うんですが、そのところはどうでしょうか。

○委員長（滝川美幸君） 山田課長。

○企画財政課長（山田 洋君） この目標の立て方なんですけれども、行政改革大綱を一番最初つくったときに、第3次ですね。その実施計画を立てて、その中で目標管理をしております。一番最初にこういう項目でやっていきたいと思いますという項目自体は、項目というのか、目標の取り組みの指標は決めておりますので、そこを変えてしまうと、毎年違った指標でやっていると、この第3次の中の流れがちょっとおかしくなってしまうのではないかとということで、

指標については変えないで、もしそういう意見を踏まえるのであれば、令和2年度からの新しい第4次行政改革大綱になりますので、その辺を見直ししていくことも可能かと考えております。

以上であります。

○委員長（滝川美幸君） よろしいでしょうか。

ほかに傍聴議員ありますか。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） 先ほど五味議員の質問に関連することなんだけれども、提案に関する報奨制度というか、そういうものはあるんですか。

○委員長（滝川美幸君） 山田課長。

○企画財政課長（山田 洋君） 提案に関して報奨を受けられるかというものはないと把握しております。ただ、提案したことによって、その提案したものが何かしらのいい方向に向いたりとか、そういうことであれば人事評価制度を敷いておりますので、人事評価で5段階評点中、普通の方が3であれば4がついたりとか、そういうことで評価されるということはあるのではないかと考えております。

以上であります。

○委員長（滝川美幸君） 内藤議員。

○議員（内藤久歳君） 非常に曖昧な部分で、提案したからといって、それが人事評価にどんな形でもって本人に還元されるかということがわからないよね、そのことに関しては。それは1つの評価の中に入っているかもしれんけれども、しかし、そういう例えば職員が440人いる中で1人、2人ということは非常に職員の士気が足りないと思うんですよ。どんなことでもいいから、先ほどいろいろ言ったよね。経費節減とか。そういうのをやって採用したら、額の多い、少ないじゃなくて、そういうことをやっぱり評価してやって、多少なりとも報奨的なものをやっぱり取り入れてやらんと士気が上がっていかんと思うんですよね。だから、そういうことも今後やっぱり考えて、こういう提案制度も取り入れていくと。そして、職員全体がみんなで考える環境づくりをしていくという、そういうことも考えてもらいたいと思うし、そしてまた、先ほど言った評価につながるということもあると思うけれども、それを年間やったら次に倍の評価をすとか、年間10件以上出したら評価をちょっと上げるとかという、そういうやっぱり士気につながるようなことを仕掛けをしていかんと、こういう提案制度というのは出てこないし、そういうことがやっぱり今後の行政運営の中で発展して

いく職員の力を促す1つの手法になるかなというふうに思いますけれども、その辺はどうですか、今後。

○委員長（滝川美幸君） 山田課長。

○企画財政課長（山田 洋君） 内藤議員さんの言うことよくわかるんですけども、職員に報奨を支払うことがどうかなという部分も1つありますけれども、ただ、確かに士気を高めるという意味ではそういうことも必要ではないかと思います。こういう制度をほかの近隣他市13市でやっているかどうかというのも研究する中で、内藤議員の方策についても研究の1つとして加えさせていただきたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 傍聴議員、ほかにありますか。

[発言する者なし]

○委員長（滝川美幸君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。よろしいでしょうか。

それでは、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で第3次甲斐市行政改革大綱の平成30年度実績及び令和元年度目標についてを終わります。

続いて、企画財政課関係のその他を行います。

委員より企画財政課関係でお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

[発言する者なし]

○委員長（滝川美幸君） それでは、ないようですので、以上で企画財政課関係のその他を終了いたします。

ここで、職員入れかえのための暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時43分

再開 午後 2時50分

○委員長（滝川美幸君） それでは、会議を再開いたします。

（4）甲斐市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の概要について、担当より説明をお願いいたします。

高鳥人事課長。

○人事課長（高鳥 悟君） お疲れさまです。

人事課から、9月定例会に提出する案件につきまして報告をさせていただきます。

これは令和2年度から導入されます会計年度任用職員制度に係る関係条例の新規制定になります。条例の内容につきましては、定例会におきまして詳細説明をさせていただきますので、本日は制度の概要につきまして説明いたします。

資料の12ページをごらんください。

会計年度任用職員の概要についてでございますけれども、地方公務員の臨時非常勤職員数は年々増加しており、さまざまな分野で活用されていることから、現状におきまして地方行政の重要な担い手となっております。

このような中、臨時非常勤職員の適正な任用、勤務条件を確保することが求められておりまして、平成29年の5月11日付で地方公務員法、また地方自治法の一部が改正されました。この一部改正の内容は、一般職の会計年度任用職員制度を創設し、任用を含む規律等の整備を図るとともに、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化を行い、会計年度任用職員制度への必要な移行を図るもので、あわせて会計年度任用職員につきましては、期末手当の支給を可能とするものとなっております。多くの地方自治体が今まで臨時非常勤職員について、その任用根拠や任用条件を明確に規定しないまま任用していましたが、この一部改正に伴いまして、任用条件等を明確に規定するとともに、正規職員との均衡、同一労働、同一賃金を図るための法整備が必須となりました。

条例の制定につきましては、上記のことを踏まえまして、給付に関して職務給の原則、均衡の原則等に基づきまして、適切に支給を行わなければならないため、現在の一般職非常勤職員及び嘱託職員の名称を会計年度任用職員としてフルタイムとパートタイムに区別して、甲斐市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を新たに制定することといたします。

甲斐市ではこのような状況の中、県内でもいち早く平成28年度に一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例を制定し、非常勤職員等に関する条件整備に努めてまいりました。今回は国の指針に基づきまして給与等を定めるものであります。また、給料月額、勤務時間及び休暇等につきましては、本年12月をめどに規則において規定する予定でございますので、その際、また改めて総務教育常任委員会におきまして説明をさせていただきます。

以上です。よろしく願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 非正規の問題はこれまでも何度も取り上げてきました。順次改善がなされているということは結構なことなのですが、心配なのは年度採用ということですね。簡単に首を切れるのではないかという心配をする人も実はかなりいます。その辺はどうなんでしょうか。

○委員長（滝川美幸君） 高鳥課長。

○人事課長（高鳥 悟君） 会計年度任用職員の任用につきましては、選考をなささいということで、その中では例えば採用に関する試験であったり、また、翌年度に繰り越しといえますか、更新する場合は、人事評価等をして、その成績に基づいて継続の任用をなささいというような規定になっております。現在の甲斐市におきます一般職非常勤職員の任用の更新におきましても、毎年1月に事務適正検査を行いまして、その結果に基づいて次年度の任用を行っております。その手法につきましては、会計年度任用職員の制度になりましても、同じようなことを実施してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（滝川美幸君） よろしいでしょうか。

ほかに委員より質問ありますか。

有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） 今課長のほうから答弁で、国の指針に従って条例を制定するんだというような答弁ありましたよね。国の指針というのは何を一番、これごちゃごちゃいっぱい書いてあるけれども、何が一番目的で今度条例の制定をなささいということを行っているんですか。

○委員長（滝川美幸君） 高鳥課長。

○人事課長（高鳥 悟君） 一番大きなこの会計年度任用職員の制度改正におきましては、今非正規職員と言われている職員の方3種類ございまして、地方公務員法の中に特別職の非常勤職員、それはいわゆる甲斐市で言うと嘱託職員になっています。それともう一つは、臨時職員ということで、半年ずつ更新していく職員、それともう一つは、任期付の職員ということで、その3つになっていますけれども、実際にはどの、甲斐市では平成28年度に一般職非常勤職員の条例を整備しましたけれども、多くのところは条例を整備してなくて、地方公務員法に基づいて任用しているということで、明確な給与の支払いだったり、そういうとこ

ろの規定がなされていません。それを会計年度任用職員の制度を設けて、条例を整備することによって給与等の支払いの根拠づけを明確に下さいということが1つと、もう一つは、今言った嘱託職員と言われている方につきましては、地方公務員法の適用外ということで、規律の面で市の力の及ばないということになっておりますので、そういったところを会計年度任用職員に変更することで、規律の徹底をするという、その2つのところが大きな改正の内容になっています。

○委員長（滝川美幸君） 有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） その3つの種類の職員がいるんだということなんですけれども、この会計年度の任用職員と、こういう条例を今度は制定することによって、こういう人たちの待遇改善みたいなことにはなるんですか、これは。

○委員長（滝川美幸君） 高鳥課長。

○人事課長（高鳥 悟君） 先ほど概要の説明の中に、正職員との均衡ということで、今言われています同一労働同一賃金ということをやられていますけれども、今回のこの改正によりまして、会計年度任用職員の給料、報酬等は正職員の給料表を用いるということになっております。ですので、そこの同じ根拠の給料表の中でどこに位置づけるかというのがまた別の問題ですけれども、同じ給料表を使って、同じ土台の中で給料を支払っていくという、そういうところが大きなところだと思います。

あともう一つは、休暇ですとか、あとは勤務条件ですとか、そういうところはほぼ正職員と同じような休暇だったり休業制度が用いられるようになります。

以上です。

○委員長（滝川美幸君） よろしいでしょうか。

ほかに委員より質疑がありますか。

金丸委員。

○委員（金丸幸司君） すみません、今この臨時とか非正規職員が国のあれでそういうようになるということなんで、対象者というのは今現在どのぐらいになるんですか。

○委員長（滝川美幸君） 高鳥課長。

○人事課長（高鳥 悟君） 今現在対象となっておりますのは、嘱託職員、非常勤職員合わせましておよそ330人が常勤で雇用しております。あとはそういった方が急に休んだりとか、例えば保育士だったり、給食調理員が体調が悪かったり、家庭の事情とかで急に休みをとらなければならないような場合に、確実にその人数が必要になるような部署は、その日1日だけ

来てもらうとか、何時間だけ来てもらうというような、そういった短時間の短期間というような契約を結んでいる職員も何名もおります。そういう方が約170名ぐらいおまして、合わせますと大体で500名ぐらいいます。

○委員長（滝川美幸君） 金丸委員。

○委員（金丸幸司君） わかりました。先ほど一般の職員と均等というか、そういう話があったんですけども、昇格ということも今後あり得るんですか。評価。

○委員長（滝川美幸君） 高鳥課長。

○人事課長（高鳥 悟君） この会計年度任用職員につきましては、格付といいますか、職名といいますか、それは会計年度任用職員ということですので、昇格ということではなくて、毎年正規職員で言いますと人事院勧告等で給料が上がるような場合、定期昇給とか、そういうようなものですね。定期昇給については、今までございませんでしたけれども、この会計年度任用職員については定期昇給をするというふうになっております。

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

ほかに委員より質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） それでは、ないようですので、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許可いたします。

横山議員。

○議員（横山洋介君） この条例が制定されて施行されて、来年度予算はどのぐらいふえる予定になっていますか。

○委員長（滝川美幸君） 高鳥課長。

○人事課長（高鳥 悟君） 予算のほうは、まだ詳細な給料の月額、そちらのほうを今検討中でございまして、また、先ほど説明させていただいたとおり、規則のほうでそちらのほうを制定する際に、委員会のほうでまたご説明をさせていただきたいと思っております。

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

ほかに傍聴議員より質疑はありますか。

斉藤議員。

○議員（斉藤芳夫君） いわゆる今までの今までの非正規云々みたいな話が人件費の削減のためだったのか、あるいは望んで非正規だったのかということら辺が、今回国のほうから同一賃金同一労働云々という話に来ているんだろうという気がするんだけど、甲斐市の場合

には総体的な予算の縮減のためにいわゆる非正規が何割かいたのか、望んで非正規だからそうなっていたのか、今横山君が言うように、人件費の総額がどのくらいふえるのかというのは当然計算してあるべきと思うんだけど、その辺、一遍に3つも聞いているんだけど、比率とか割合とかはどんなふうなんだ。今までのことを聞いている。

○委員長（滝川美幸君） 高鳥課長。

○人事課長（高鳥 悟君） 予算の削減とかということではなくて、甲斐市を運営していく職員の全対数というところを考えて、そちらのところ、また正規職員の定員等を加味して、今後再任用職員でありましたり、定年延長という話もありますので、そういったところで正規職員の数がふえていくことが見込まれます。そうなりますと、それに伴って非正規の職員の方は減少するのではないかというふうに考えています。予算規模につきましては、正規職員がふえるということになりますと、予算はふえていくというふうに見込んでおります。

○委員長（滝川美幸君） 斉藤議員。

○議員（斉藤芳夫君） 今回の条例については、主にこの呼び名とか文字とか、そういったところが変わるという形だけですか。

○委員長（滝川美幸君） 高鳥課長。

○人事課長（高鳥 悟君） 条例の中身はまた説明させていただきますけれども、今言われたとおり、大卒の名前であったり、あとは勤務の形態でフルタイム、パートタイムであったり、そういうことを規定するような条例になっています。

○委員長（滝川美幸君） 傍聴議員よりほかにありますか。

[発言する者なし]

○委員長（滝川美幸君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で甲斐市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の概要についてを終わります。

続いて、人事課関係のその他を行います。

初めに、人事課より報告をお願いいたします。

高鳥課長。

○人事課長（高鳥 悟君） 9月の定例会に提出する案件につきまして、もう1件報告をさせていただきます。

本年4月の定期人事異動に伴います人件費の予算科目の組み替え及び昇給昇格等によります増額の補正予算を予定しておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

本件は定例会の案件ですので、質疑は省略いたします。

次に、委員より人事課関係でお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） ないようですので、以上で人事課関係のその他を終了いたします。

ここで、職員入れかえのための暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時07分

再開 午後 3時08分

○委員長（滝川美幸君） 会議を再開いたします。

（5）峡北広域行政事務組合消防署再編整備について、担当より説明をお願いいたします。

白神防災危機管理課長。

○防災危機管理課長（白神忠広君） 昨日は防災訓練へのご参加、ご協力ありがとうございました。

防災危機管理課から、峡北広域行政事務組合消防署再編整備についてご報告いたします。

資料の13ページをお願いいたします。

現在、峡北広域行政事務組合消防本部では、葦崎市内に本部と1署、北杜市内に1署4分署、甲斐市内に1分署を配置し、圏域住民の安心・安全な暮らしのために活動しております。

しかし、近年活動内容の多様化等により課題が生じている状況となっております。1つとして、北杜市内の5つの署所では建設から41年から48年を経過し、老朽化や耐震強度の不足により早期の建てかえが必要な状況となっております。2つ目は、職員の充足率が53.2%と県内で最も低い数値となっており、消防力を維持するためには増員が必要な状況となっております。3番目としまして、これまでの施設整備等による消防費負担金増に加え、合併特例債の終了に伴う普通交付税による基準財政需要額の消防費に対する負担率の上昇も見込まれる状況となっております。これらを勘案し、平成28年度に実施しました常備消防力適正配置調査をもとにした再編整備計画が作成されたところであります。その内容としま

しては、北杜市内にあります1署4分署を2署1分署体制に再編し、これによって先ほどの3つの課題に対応できる体制とすることを検討しております。

配置につきましては、資料の14ページをお願いいたします。

北杜市内の現在の各署所の場所がグレーの丸と名称で記載されており、案の段階ではありますが、赤丸で示している場所が新たに3署所とした場合の検討位置となっております。

13ページへお戻りください。

この計画とすることによりまして、先ほどの課題1に対しましては、全て建てかえることにより、建物の懸案は解消できることとなります。2に対しましては、職員を集約することによりまして、1署当たりの職員数が充実し、複数班の体制がとれることとなります。3におきましては、建物の維持管理経費が削減できることから、財政負担の軽減効果も見込んだ計画となっております。

今後の取り組みとしましては、消防力適正配置検討委員会を設置し、実現に向けた協議を進めていく予定となっております。また、この再編整備計画案による双葉分署への影響につきましては、人員、車両ともに現体制を維持する計画となっておりますので、影響はないものと考えております。

以上で報告とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（滝川美幸君） ないようですので、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

横山議員。

○議員（横山洋介君） すみません、まだわからないかもしれないんですけども、今ある消防署、分署を閉じて、新しく再編しますよね。その新しくする経費とか、今までの分署の処分とか、そういったものを合わせてもランニングコストのほうはそっちのほうに合うということですか。

○委員長（滝川美幸君） 白神課長。

○防災危機管理課長（白神忠広君） そうですね、新たに土地を取得して、そこへ建てかえる

という計画でありますので、その費用分担等はまだ示されておらないところですが、双葉分署のときには市のほうで底地を用意して、上物を広域のほうで建てたという経過があるので、甲斐市としましては同様の形で甲斐市分の負担金はなるべくふえないような形での意見を通しているところでございます。

○委員長（滝川美幸君） ほかに傍聴議員、ありますか。

清水議員。

○議員（清水和弘君） ちょっと甲斐市と離れますけれども、この北杜市の関係の再編によってレスポンスタイムというのはどういうふうに変化すると思いますか。

○委員長（滝川美幸君） 白神課長。

○防災危機管理課長（白神忠広君） 現在、第1の3署所にするということでありまして、やはり現在、1班体制で行っている第1便とするところに関しましては、約12分という初動体制の計画となっております。ただし、今度複数班にできるような計画になっていきますので、1班が例えば救急で出て行って、現在であれば救急が出て行くと、もう消防署はポンプ車があるんですけども、出れないと。それが今後は出て行けるという体制で、トータル的に考えると若干時間がかかるんですけども、十分対応ができるというような説明を受けております。

○議員（清水和弘君） わかりました。

○委員長（滝川美幸君） ほかに傍聴議員より質疑ありますか。

齊藤議員。

○議員（齊藤芳夫君） はっきりわからないんですけども、今双葉の分署には影響ないという話だけでも、韮崎分署というのは、じゃなくなってしまうという意味ですか。

○委員長（滝川美幸君） 白神課長。

○防災危機管理課長（白神忠広君） 14ページの資料で、韮崎市の中に韮崎消防署がございまして、双葉には韮崎消防署双葉分署という形になっております。ここに関しては一切変更はない予定でございます。

○委員長（滝川美幸君） よろしいでしょうか。

小澤議員。

○議員（小澤重則君） 今の体制がもう耐震不足ということであるから早期にやらなければならないと。一番救急隊が出るところが耐震不足、ましてや職員の充足率が53.2%で本当にひどいものだと思います。だから、これはすぐに進めなければいけないことだと私は思いま

す。そういう意見として出させていただきます。

○委員長（滝川美幸君） それでは、よろしく願いいたします。

ほかに傍聴議員よりないようでしたら、傍聴議員の質疑を終了いたします。よろしいでしょうか。

以上で峡北広域行政事務組合消防署再編整備についてを終わります。

続いて、防災危機管理課関係のその他を行います。

初めに、防災危機管理課より報告をお願いいたします。

白神課長。

○防災危機管理課長（白神忠広君） 防災危機管理課からその他ということでご報告をさせていただきます。

9月定例会におきまして補正予算をお願いするものでございます。消防施設費の消防施設整備費につきまして、古村公会堂の建てかえに係る竜王第2分団第2部のホース乾燥塔の設計費及び工事費について増額の補正をお願いするものでございます。

また、災害対策費の防災無線施設維持管理費につきましても、古村公会堂の建てかえによる移設が必要となりました防災行政無線の子局を移設する費用と、難聴地域解消のため、既存子局2カ所にそれぞれスピーカーを1台ずつ増設する工事費について増額補正をお願いする予定でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

本件は定例会の案件ですので、質疑は省略いたします。

次に、委員より防災危機管理課関係でお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） ないようですので、以上で防災危機管理課関係のその他を終了いたします。

ここで、職員入れかえのため暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時17分

再開 午後 3時19分

○委員長（滝川美幸君） それでは、会議を再開いたします。

(6) 第2次創甲斐教育推進大綱(案)の概要について、担当より説明をお願いいたします。

加藤教育総務課長。

○教育総務課長(加藤文雄君) よろしくをお願いいたします。

教育総務課から、第2次創甲斐教育推進大綱(案)の概要につきましてご説明をいたします。

資料の15ページをお願いいたします。

現在の創甲斐教育推進大綱の基本的な考え方は踏襲することといたしまして、基本理念、甲斐市で育ち、甲斐市を育てる人づくりは変更をしないで、基本目標、基本方針、施策項目につきましては、原則踏襲としつつ、社会情勢の変化等に対応するとともに、本市の新たな独自性を表現する計画として今回改めて策定をするものでございます。

また、国の第3期教育振興基本計画、県の山梨県教育大綱(山梨県教育振興基本計画)を参酌するとともに、本市の総合計画との整合性を踏まえて策定するものでございます。先月の常任委員会に引き続きまして今回ご説明をさせていただきますが、本日はこの構成以降と、16ページ以降の基本理念、基本目標、基本方針等につきましてご説明をさせていただきます。

まず、計画の構成でございますが、第1章で計画の策定の基本的な考え方といたしまして、1として趣旨、2として計画の位置づけ、3として計画期間、4としまして施策の実行といった内容を記載をしております。

第2章といたしまして、教育を取り巻く社会の状況としまして、1つ目で教育環境の変化、2つ目としまして、子どもたちの現状の記載を予定をしております。

第3章としまして、これまでの取り組みといたしまして、基本目標1の今を生き、将来を生きる力をはぐくむ甲斐っ子づくり、基本目標2の健やかで潤いがあり、活気に満ちた社会基盤づくりとしております。こちらは平成27年度から令和元年度を計画期間とする後期教育推進大綱における指標の達成状況などを検証し、現状と課題について施策の体系に沿ってまとめてまいります。

第4章といたしまして、本市教育の目指すべき方向としまして、1で基本理念、2としまして基本目標、基本方針、3、施策の体系等を記述いたします。

第5章としまして、施策項目と施策の内容としまして、まず1つ目は基本目標1が心豊かにたくましく、共に生きる甲斐っ子づくり、基本目標2が人生を豊かにする学びとスポーツ

の環境づくり、基本目標 3 が誰もが安心して学べる教育環境づくりとしております。

第 6 章では、計画の進行と管理としまして、進捗状況の点検と事業の見直し、そして、最後に資料編という内容を予定をしております。

次に、16ページをお願いいたします。

2の基本理念、基本目標、基本方針、施策項目等につきましてご説明をいたします。

こちらは第 4 章、第 5 章において記載をする部分となっております。まず、基本理念、基本目標、こちらの案につきましてご説明をさせていただきます。

基本理念につきましては、先ほども申し上げましたとおり、現大綱の基本的な考え方を踏襲しまして、甲斐市で育ち、甲斐市を育てる人づくりを基本理念としております。

次に、基本目標、基本方針、施策項目につきましてご説明をいたします。

基本目標につきましては、現行の 2 つから次期計画では県の計画を参酌しまして、3 項目としております。基本目標 1 では、心豊かにたくましく、共に生きる甲斐っ子づくりとしております。それから、基本目標 2 は 17 ページとなります。一番上の部分ですが、人生を豊かにする学びとスポーツの環境づくり、18 ページの一番上をごらんいただきまして、基本目標 3、だれもが安心して学べる教育環境づくりとしております。この基本目標 1 と基本目標 3 は主に学校教育に関する目標でございます。

また、基本方針、施策項目につきましても、県の計画を参酌するとともに、本市の実情に即したものとして計画をしております。

16 ページに戻っていただきまして、現大綱の施策の柱は 5 項目となっておりますが、次期大綱では施策の柱を基本方針に改めまして、全体で 8 項目としております。施策項目は現大綱の項目に新規項目を加え、また、整理統合をしました結果、全体では 23 の施策項目となっております。各基本目標におきます基本方針、施策項目につきましてご説明をいたします。

16 ページの基本目標 1、心豊かにたくましく、ともに生きる甲斐っ子づくりは、3 つの基本方針で構成をし、1 としまして、バランスのとれた知・徳・体の育成としております。この中の施策項目を（1）確かな学力の育成、（2）豊かな心の育成、（3）健やかな体の育成、（4）幼児教育の推進の 4 つの施策項目としております。基本方針にはふるさとに誇りや愛着を持ち、活躍できる人材の育成としまして、施策項目を（1）地域や社会で活躍する人材の育成、（2）キャリア教育の推進としております。基本方針 3 は、家庭、地域、学校における教育の推進としまして、施策項目を（1）家庭、地域の教育力の向上、（2）家

庭、地域、学校の連携、協働の推進としております。

基本目標 2 は17ページとなります。基本目標の 2、人生を豊かにする学びとスポーツの環境づくりでは、現行の大綱と同様、生涯学習、スポーツ、図書館を対象として、3つの基本方針としております。基本方針 4、生涯学習、文化活動の推進は、施策項目を（1）生涯学び、活躍できる環境の整備充実、（2）青少年健全育成の推進、（3）文化芸術に親しむ機会の充実、（4）文化財の保存と活用及び継承の 4つとしております。基本方針 5、スポーツの推進では、施策項目を（1）スポーツ事業と活動機会の充実、（2）スポーツ参画体制の整備、（3）スポーツ施設の整備充実の 3つとしております。基本方針 6、図書館活動の推進は、施策項目を（1）図書館サービスの充実、（2）図書館事業の多面的推進、（3）子ども読書活動の推進の 3つの施策項目としております。

18ページをお願いいたします。

基本目標 3、だれもが安心して学べる教育環境づくりは、2つの基本方針としております。基本方針 7、質の高い教育のための環境整備は、（1）としまして、学校における働き方改革の推進、（2）魅力ある学校を支える指導体制の充実、（3）安全・安心で質の高い教育環境の整備の 3つの施策項目としております。基本方針 8、多様な学びの機会の充実の提供は、（1）すべての子供の学習機会の支援、（2）多様性を包み込む教育の推進の 2つの施策項目としております。基本目標 3 は教育インフラ、環境づくりに関する施策項目としております。

新規の項目といたしましては、16ページをお願いいたします。

基本目標の 1、基本方針 1 の中の施策項目（1）の確かな学力の育成の中の④、この外国語教育と理数教育の充実とありますが、外国語教育の分が新規となります。それから⑥の命を守る教育の推進、それと⑦の主権者教育の推進が新規の項目となっております。

次に、基本方針 2 の施策項目（1）地域や社会で活躍する人材の育成の②才能や個性を伸ばす教育の推進、こちらは新規の項目でございます。

それから、18ページへ飛んでいただきまして、基本目標 3 の基本方針 7、施策項目（1）学校における働き方改革の推進の中の①学校における業務の効率化の推進、こちらが新規でございます。それから、基本方針 8 の施策項目（2）多様性を包み込む教育の推進の③外国人児童生徒等への教育支援がそれぞれ新規項目でございます。その他の項目につきましては、名称の変更、また統廃合等がございますが、継続の施策内容となっております。この 23 の施策項目と 69 の施策の内容といたしまして、教育委員会の各課のほか、市民活動支援課、

環境課、福祉課、子育て支援課、健康増進課の各事業を含めまして、さらに詳細な施策内容等を策定会議等で検討いたしまして、大綱の策定作業を進めております。

また、以上の基本目標、基本方針、施策項目等は現時点におきます案となっておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、3の今後のスケジュールでございますが、10月に第4回プロジェクトチーム会議及び策定会議、それから総合教育会議を予定しております。また、前回の委員会でもご説明をいたしましたとおり、11月の総務教育常任委員会に計画の素案をお示しをいたしまして、パブリックコメント等を経まして、来年の3月に大綱の公表を予定しております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらよろしくお願いいたします。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 大綱の期間というのがちょっと明記されていないけれども、これは確認。

○委員長（滝川美幸君） 加藤課長。

○教育総務課長（加藤文雄君） 前回、先月の常任委員会でご説明をさせていただいておりますので、そこは今回省略させていただいておりますが、令和2年度からの5年間となります。

○委員長（滝川美幸君） よろしいでしょうか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） ついでに参考に国の第3期計画と県の教育大綱、これは年度ではどんなふうになっていますか。

○委員長（滝川美幸君） 加藤課長。

○教育総務課長（加藤文雄君） まず、県につきましては今年度からの5年間となっております。国につきましては昨年度平成30年度からの5年間となっております。

以上でございます。

○委員長（滝川美幸君） よろしいでしょうか。

ほかに委員より質疑はありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） なければ、委員の質疑を終了いたします。よろしいでしょうか。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

伊藤議員。

○議員（伊藤 毅君） すみません、よろしくお願いします。

新たに第2期の創甲斐教育推進大綱に入るわけなんですけれども、私は本当にこれは総合計画に並ぶ甲斐市の将来を担うためには重要な政策だと思うんですけれども、まず、この第2期に入る前に、先ほども説明を聞いていると、県の教育大綱が基本施策、基本目標が3つになったから甲斐市も3つにしましたと、そんな形の説明があったんですけれども、本来この10年間、この大綱をやってきたわけなので、10年間のこういう反省点とか、こうすべきだというもので新たに第2期は目標を決めますよという筋だと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○委員長（滝川美幸君） 加藤課長。

○教育総務課長（加藤文雄君） まず、反省といいますか、現計画の振り返りという点につきましては、先ほどご説明をいたしました第3章のこれまでの取り組みのところで振り返り、また、現状のこれまで取り組んできた事業等の現状ですとか課題を振り返っていくといった、そういった作業をしております。

それから、県のほうがもともと甲斐市のほうの現状の計画というのは2つの大きな基本目標からなっているわけですが、その中で学校教育の関係と、それから、それ以外の社会教育分、スポーツとか図書館を含めました社会教育の部分という、そういった構成に現在はなっております。これらにつきましては、県のほうのもともこの計画等をつくるときに、国のほうの法律によりまして、国・県の計画を参酌してつくるといって、そういった規定になっておりまして、今回県の、特に国ですと規模が大きくなり過ぎてしまうということもありますから、県の計画を主に参酌をしまして、計画の策定作業を進めているわけですが、その中で県が3つに今回計画のほうを分けてきているという、その中で本市におきましても実際に計画をつくっていく中で、県の計画の形態に倣いながら、3つの構成にしているといった、そういった状況でございます。

○委員長（滝川美幸君） 伊藤議員。

○議員（伊藤 毅君） いずれにしても、ちょっと今からまだ検討中だと思うんですけれども、初めの3行目にもあるように、新たな独自性を表現する計画としてとありますので、ぜひとも新たな独自性を表現じゃなくて、実行できるような計画になればと思っておりますので、要望でいいです。ありがとうございます。

○委員長（滝川美幸君） 五味議員。

○議員（五味武彦君） 今の伊藤議員と同じ内容になってしまうだけでも、新たな独自性という表現になっております。各項目でそれぞれ前進した項目が内容的にはなっていると思うんですが、じゃいわゆる甲斐市の独自性というものは、例えばこの各項目がありますけれども、どの辺に反映しているのか。甲斐市はこれだというものがどこに出されているのかちょっと私、わからないんですけれども、甲斐市バージョンというか、独自性はどこに出ているんでしょうか。

○委員長（滝川美幸君） 加藤課長。

○教育総務課長（加藤文雄君） まず大きくは基本目標の2となりますが、県の場合ですと基本目標が3つございまして、その中に社会教育とかも一緒に記載をされているような、そういった形態になっておりますが、当然市町村ということもございまして、教育におきましては学校教育がメインになってまいりますので、学校教育に関しましては学校教育として、それから、基本目標2のところでは社会教育関係ですね。生涯学習ですとかスポーツ、図書館をまとめて記載をするといった、そういった形をとっている部分もございまして。この辺が独自性と言っていいかと考えております。それ以外は、また生涯学習のところでしたら文化財の関係なども出てまいります。

以上でございます。

○委員長（滝川美幸君） 五味議員。

○議員（五味武彦君） 基本目標のほうにはそういうふうに出ているんですね。じゃ個別に各項目の中にこういったものが反映しているのか、それをちょっと聞きたかったんですよ。①から幾つまであるわけですよ。これが他市と比べ、もしくは甲斐市独自のものというものがどこにあるかというのをちょっとお聞きしたかったんですが、それぞれ言いにくい部分があるかと思うんですが、そういう甲斐市だけのものというものはあるんですか。

○委員長（滝川美幸君） 名取係長。

○教育総務係長（名取藤吾君） 創甲斐教育につきましては、10年前からもともと子供たちの国語力の向上、体力の増進、豊かな表現力という3つを目的として育み、育てているという状況があります。これは今回も踏襲をして、細かい項目になりますけれども、これは入っておりますので、この辺がこの3つについては10年前から甲斐市の独自性として今回も踏襲していくという考えでいますので、よろしく願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） ほかに傍聴議員から質疑ありますか。よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で第2次創甲斐教育推進大綱（案）の概要についてを終わります。

続いて、教育総務課関係のその他を行います。

委員より教育総務課関係でお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） ないようですので、以上で教育総務課関係のその他を終了いたします。

ここで、職員入れかえのため暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時39分

再開 午後 3時41分

○委員長（滝川美幸君） 会議を再開いたします。

（7）幼児教育・保育の無償化について、担当より説明をお願いいたします。

興石学校教育課長。

○学校教育課長（興石 信君） よろしくをお願いいたします。

令和元年10月から実施をされます幼児教育・保育の無償化につきまして説明をさせていただきます。

資料の19ページをごらんください。

まず、1番の経緯についてです。今回実施します幼児教育・保育の無償化につきましては、令和元年5月17日に公布をされました子ども・子育て支援法の一部を改正する法律により行うものです。

続きまして、2番、幼児教育・保育の無償化をごらんください。

まず、（1）制度の概要についてです。今回実施をされます幼児教育の無償化の制度は、保育所、幼稚園、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子供たちの利用料が無償化されるとともに、ゼロ歳から2歳児までの子供たちにつきましては、市民税非課税世帯を対象として利用料が無償化をされるものです。

続きまして、（2）対象となる施設、事業ですが、保育園、幼稚園、認定こども園、認可外保育施設等の施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業と

なります。

21ページに一旦移っていただきまして、横になりますが、保育料、利用料の無償化対象者の表をごらんください。

今回の制度の実施に当たりましては、無償化の内容が施設や子供の年齢、家庭の状況によって変わってきます。現在利用している施設によって大きく4つに分かれます。表の左側になります。1つ目は、保育所、地域型保育、認定こども園に通っているお子さんを持つ家庭が対象となります。2つ目は、認定こども園や新制度の幼稚園に通っているお子さんを持つ家庭が対象となります。この2つにつきましては、子育て支援課が担当となります。3つ目は、私学助成の幼稚園、いわゆる新制度に移行してない幼稚園や国立大学附属幼稚園に通っているお子さんを持つ家庭が対象となります。こちらの担当が学校教育課となります。そして、4つ目は、保育園に通っていないお子さんを持つ家庭のグループです。こちらは子育て支援課の担当となります。これらを踏まえまして、学校教育課が関係してくる部分について説明をいたします。

それでは、資料の19ページにお戻りいただき、3を改めてごらんください。

まず(1)本課で扱う対象の施設ですが、甲斐市在住の満3歳から5歳児が通う新制度へ未移行の、まだ移行していない私立幼稚園8園と国立大学附属幼稚園の1園を合わせて9園となります。細かくは一覧表のとおりです。ごらんください。

続きまして、(2)本課で扱う事業の内容についてです。大きく分けまして3つとなります。1つ目は、①入園料や保育料といった各家庭で施設を利用するのに当たりまして、経費を対象に給付をする施設利用給付事業です。給付額はアにありますとおり、未移行の幼稚園におきましては、月額2万5,700円を上限に、国立大学附属幼稚園では月額8,700円の上限に給付となります。負担の割合はイにありますとおり、国が2分の1、県及び市が4分の1ずつとなりますが、今年度につきましては国の全額負担となります。現段階で想定をしている人数及び金額につきましては、ウにありますとおり、145人で2,184万9,000円となります。

20ページをごらんください。

2つ目の事業は、②保育の必要性のある子供を対象に実施をしています預かり保育を利用している家庭を対象とした預かり保育事業の施設等利用給付です。給付額につきましては、アにありますとおり2種類ありまして、1つは満3歳以後、最初の3月31日を経過しているお子さん、つまり3歳児クラス以上のお子さんを持つ家庭を対象に月額1万1,300円を上限に給付するものです。2つ目は、満3歳以後、最初の3月31日を経過していないお子さ

んで、市民税非課税世帯のみを対象に月額1万6,300円を給付をするものです。負担の割合はイにありますとおり、国が2分の1、県及び市が4分の1ずつとなりますが、今年度につきましては国の全額負担となります。現段階で想定をしております人数及び金額につきましては、ウにありますとおり21人で、145万4,000円となります。

続きまして、エをごらんください。預かり保育に関する山梨県独自の事業となりますやまなし子育て応援事業による給付について説明をいたします。

今回の法改正に伴う預かり保育に関する給付対象は、3歳児クラスからであるため、満3歳児から幼稚園を利用するお子さんにつきましては、満3歳以後、最初の3月31日まで、つまりその年度が終わるまでの期間は給付の対象外となってしまいます。

ちょうど22ページをごらんください。

横になりますが、22ページの下の段の図の中ほど、預かり保育の欄の中央部分に囲み部分があるかと思いますが、ここに相当します。この空白を埋め、切れ目のない子育て支援を実現するために、山梨県が独自で行う事業がやまなし子育て応援事業となります。

それでは、再び20ページにお戻りください。

事業の説明をいたします。エのところのポチの2つ目からになります。給付の条件は、満3歳になった第2子以降で、年収640万円未満相当の世帯となります。負担の割合は県、市とも2分の1ずつです。本事業の実施については市町村の判断となりますが、本市におきましても切れ目のない子育て支援を行うため、県に対し補助金の申請を行い、本事業を利用する方向で考えております。現段階で想定をしております人数及び金額につきましては、3人で、20万4,000円です。

3つ目の事業は、副食費に係る補足給付事業です。これは園が給食費として家庭から徴収する給食費のうち、おかず、おやつといった副食分につきましては年収360万円未満相当及び小学校3年生から数えて第3子以降のお子さんを持つ家庭に対しまして給付を行うものです。本事業の実施につきましては、こちらも市町村の判断となりますが、本市におきましては保護者の負担の軽減を図り、保育所や新制度に移行した幼稚園の利用者との負担を平等化をするという観点から本事業を実施したいと考えております。給付額につきましては、アにありますとおり、月額4,500円を上限に給付するもので、負担の割合は、イにありますとおり、国・県・市が3分の1ずつ負担する形となりますが、今年度につきましてはこちらも国の全額負担となります。現段階で想定をしております人数及び金額につきましては、ウにありますとおり31人で、83万7,000円となります。

なお、実施に伴う経費につきましては、ただいま説明しましたとおり、①施設利用給付事業、②預かり保育施設利用給付事業、③副食費に係る補足事業のいずれも今年度に限りまして国の全額負担となりますが、一旦は市で負担をし、その後、国で補填する形となりますので、やまなし子育て応援事業の経費とあわせて9月の議会で提出させていただいて、議決をしていただく予定となっております。

最後に、4番の今後の予定です。9月議会で補正予算案を提出いたしますので、議決を通していただき、あわせて関係例規の整備を行いまして、10月からの本事業の実施、事業の開始となります。

以上、幼児教育・保育の無償化につきまして学校教育課から説明をさせていただきました。よろしく願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 21ページの分類ですが、この4つの分類は該当者それぞれ何人なのか、ちょっと参考に教えてください。

○委員長（滝川美幸君） 興石課長。

○学校教育課長（興石 信君） その4つの分類の対象人数ですけれども、先ほど説明しましたとおり、1つ目と2つ目の囲みにつきましては子育て支援課の担当になりますので、現段階でこちらのほうで把握をしておりません。子育て支援課内で確認をするとわかるんですが、現時点で把握はしておりません。申しわけありません。

4つ目の保育所等に通ってない部分についても同じです。

3つ目の私学助成の幼稚園、国立大学附属を含むものにつきましては、学校教育課の担当ですので、こちらのほうは私立の助成の幼稚園が5月1日を基準日としまして、118名、国立大学附属の幼稚園が3名の計121名を想定をしておるところです。

以上です。よろしく願いします。

○委員長（滝川美幸君） よろしいでしょうか。

ほかに委員より質疑ありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

五味議員。

○議員（五味武彦君） これ対象者がそれぞれいるわけですがけれども、この抽出は子育て支援課がことし7月にシステムを導入しましたよね。それに沿って、そのシステムを使って抽出するということですか。それとも独自に学校教育課があるものを使ってやるのか、この辺はどうなんでしょうかね。

○委員長（滝川美幸君） 興石課長。

○学校教育課長（興石 信君） ただいま指摘がありましたとおり、子育て支援課のシステムをこちらにも利用いたしまして、これから事業を行っていく予定であります。

○委員長（滝川美幸君） 五味議員。

○議員（五味武彦君） この対象者について告知するのはいつぐらいなんでしょうか。

○委員長（滝川美幸君） 興石課長。

○学校教育課長（興石 信君） ただいまの説明をしました①の施設等利用給付、②の預かり保育事業の施設等の利用給付、この2つにつきましては既に幼稚園が2学期に入る前の7月に幼稚園を通しまして、各家庭に案内をしまして、2学期が始まるこれから8月中をめどに、各家庭から認定申請の通知をいただきまして、9月に認定作業をいたしまして、認定の通知を家庭にお配りしまして、10月からの実施に備えているところです。

以上です。

○委員長（滝川美幸君） ほかに傍聴議員より質疑がありますか。

横山議員。

○議員（横山洋介君） すみません、19ページの対象人数なんですけれども、各幼稚園の内訳人数はわかりますか。

○委員長（滝川美幸君） 興石課長。

○学校教育課長（興石 信君） 把握しておりますが、5月1日時点のものでありますので、それで構いませんか。

○議員（横山洋介君） はい。

○学校教育課長（興石 信君） じゃ、それでは、その表に基づきまして説明させていただきます。まず、左側の一番上からですが、竜王幼稚園、こちら5名です。甲府市の城北幼稚園、こちらが72名、同じく甲府の慶明幼稚園が4名、その下の同じく甲府市のいづみ幼稚園が12名となっております。一旦右側へ行きますと、同じく甲府市のしらゆり幼稚園が2名、

蕪崎市の蕪崎カトリック白百合幼稚園が19名、同じく蕪崎市の蕪崎市愛生幼稚園が1名、富士川町の峡南幼稚園が3名、以上が私立助成になります。最後、左側の一番下ですが、山梨大学附属幼稚園、国立になりますが、こちらが3名で、計121名となっております。

○委員長（滝川美幸君） よろしいでしょうか。

ほかに傍聴議員より質疑がありますか。

[発言する者なし]

○委員長（滝川美幸君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で幼児教育・保育の無償化についてを終わります。

続いて、（8）学校給食費の改定について、担当より説明をお願いいたします。

興石課長。

○学校教育課長（興石 信君） それでは、よろしく願いいたします。

学校給食費の改定につきまして、現時点での状況につきましてご報告をさせていただきます。

資料23ページをごらんください。

まず、1番、学校給食費の改定の経過についてです。甲斐市となってからこれまで三度の改定を行っております。一度目は平成17年度で、このときには旧町ごとに異なっていた給食費の統一を行いました。二度目は平成20年度で、給食の食材の値上がり等の影響により改定を行いました。三度目は平成26年度で、消費税率の改定に伴いまして、小・中とも300円の値上げを行いまして、小学校が月額4,500円、中学校が月額5,000円とし、それ以後6年間据え置きとし、現在に至っているところであります。

続きまして、2番の現行の学校給食費についてです。昨年度の12月に市の栄養士会から給食費値上げの要望がありましたが、学校給食運営委員会の諮問により、平成31年度は据え置きとし、令和2年度の給食費については検討する等の旨の答申をいただきまして、今年度4月からの値上げは見送ったところです。ただし、この4月にさらに給食の食材が高騰いたしまして、再度市の栄養士会から値上げの要望が提出をされました。

続きまして、3の課題についてです。現行の給食費が決定をされました平成26年4月と比較しますと、物価の上昇や原油価格の高騰等のため、多くの給食の食材が値上げをされております。また、食材の選定に当たりましては、給食が成長期の児童・生徒の体をつくる大事なものであることから、単に価格の安い、高いだけではなく、品質をできる限り考慮していく必要があります。

学校では給食の提供に当たりまして、栄養教諭、栄養士を中心に多くの工夫を行い、十分な栄養をとりながらも、常に給食費の抑制に努めているところですが、現行の給食費では地産地消に考慮しつつ、栄養バランスのとれた安全・安心な給食を安定して提供することが極めて困難な状況にあります。加えてこの10月には消費税の改定が予定をされております。学校給食で扱われます食材や包装材は軽減の税率が適用となるため、学校給食に影響はないと言われておりますが、配送等の人件費への影響、また、原油価格等の高騰等も考えられ、消費税の改定が学校給食に与えます影響は不透明であると言えます。

また、現在、校外学習等で給食の提供がない学年には、給食のかわりにおやつを提供し、給食費を満額の徴収をしておりますが、昨年度2月の学校給食運営会の折に、おやつの提供をやめ、実食の精算をしてもらいたいという旨の意見をいただいております。

ちなみに他市の給食費及び実食精算の状況につきましては、25ページをごらんください。こちらにも横の表になりますが、表の右側から2番目をごらんください。そこに県内各市の給食費の月額が記載をされておりますが、現行の甲斐市の小学校4,500円、中学校5,000円、1段目になりますが、という金額は県内の他市に比べましてかなり安い金額であると言えます。また、その右側に実食精算の状況がマルバツで示されておりますが、甲斐市と都留市を除いて全ての市が実食の精算を行っていることがわかります。

それでは、24ページに戻ってください。

こうした課題や状況を踏まえまして検討しました結果が、4、学校給食費改定の検討にありますので、ごらんください。令和2年度の給食費につきましては、今後も食材の高騰が予想される中で、栄養バランスのとれた安全・安心でおいしい給食を安定的に提供することは極めて困難であると考えまして、令和2年4月から給食費を月額500円値上げをする方針といたしました。改定後の金額につきましては、表にありますとおり、小学校が月額5,000円、中学校が月額5,500円となります。しかし、その一方で、消費税が増額となる状況、保護者の経済的な負担も考慮する必要があることから、小学校の1食単価の値上げ分28円のうち17円、中学校の1食単価の値上げ分27円のうち17円、いずれも月額にして300円になりますが、これを市で補助を行うこととしました。ただし、教職員につきましては補助は行わないものとしました。

また、これまでは校外学習を実施する学年につきましては、給食のかわりにおやつを提供し、それも給食数に入れまして、全ての児童・生徒から満額の徴収をしておりましたが、令和2年度以降につきましては、校外学習時のおやつの提供をやめ、給食を実際に食べた分だけ

を徴収する実食精算を導入し、最終の徴収月であります2月に調整しながら給食費を減額して徴収する方法としました。

なお、給食費の値上げ及び実食精算の実施につきましては、あす8月27日に開催されます学校の給食運営委員会へ諮問を行いまして、答申をいただいた上で最終的に決定をしたいと考えております。

最後に、5番の今後の予定についてです。先ほど申しましたとおり、8月27日に学校給食運営委員会を開催し、諮問し、答申をいただきます。その後、10月に教育委員会、そして改めて総務教育常任委員会へ報告を行う予定です。そして、11月以降、関係例規であります甲斐市の学校給食徴収規則の改正を行い、学校や保護者への周知を行っていく予定です。

以上、学校教育課から学校給食費の改定につきまして報告をさせていただきました。よろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○委員長（滝川美幸君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

五味議員。

○議員（五味武彦君） 諸条件で値上げしなければならんということはわかるんですが、ただ、残渣率、市のほうではいろいろな残ったものをどうやって減らすかとかということをやっていると思うんですよ。そういう努力の項目が1項目もないんですよ。これだけやっているんだけど、値上げがあって、こうせざるを得ないよというところがやっぱり保護者とすれば必要な部分があるかと思うんですよ。この辺も残渣率は大分向上しているとは思いますが、ちょっと値上げのこととは違うかもしれないけれども、要因としてそういう努力もしているんだよというところも必要だと思うんですが、いかがなんでしょうかね。

○委員長（滝川美幸君） 興石課長。

○学校教育課長（興石 信君） 五味議員から指摘がありました件ですけれども、学校教育課のほうで保健給食係を中心に残渣の量等を学校にお願いして調査をしております。大分残渣

の量については減っているという、ほとんどない状況にあります。確かにただご指摘のとおり、これから値上げということで保護者に理解をしていただく必要がありますので、そういったことも丁寧に周知文とか、そういったものを入れながら、保護者の理解をできる限り得た上で4月からの改定に向かってまいりたいと思います。ありがとうございます。

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

ほかに傍聴議員ありますか。

横山議員。

○議員（横山洋介君） すみません、予算的な話で申しわけないんですけども、今大体トータルで5億5,000万ぐらいたしかかかかっていて、食材費がたしか2億円ちょっとで、そのほかのが3億円ちょっとだったと思うんですけども、今回のこれで食材費はトータルで大体3億円ぐらいになって、トータルが6億ぐらいというイメージでいればいいんですかね。

○委員長（滝川美幸君） 興石課長。

○学校教育課長（興石 信君） ちなみに今年度の一応歳出の予定が3億8,000万円程度です。来年度からこの改定を行いますと約4,000万円ほどふえるというような試算をしているところです。

以上です。

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

ほかに傍聴議員、質疑ありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） なければ、傍聴議員の質疑を終わります。

以上で学校給食費の改定についてを終わります。

続いて、学校教育課関係のその他を行います。

委員より学校教育課関係でお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

ないようですので、以上で学校教育課関係のその他を終了いたします。

引き続き次第の4、その他を行います。

委員より、常任委員会関係でその他何かありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） ありませんか。

事務局より何かありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（滝川美幸君） なければ、以上でその他を終了いたします。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして総務教育常任委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 4時07分